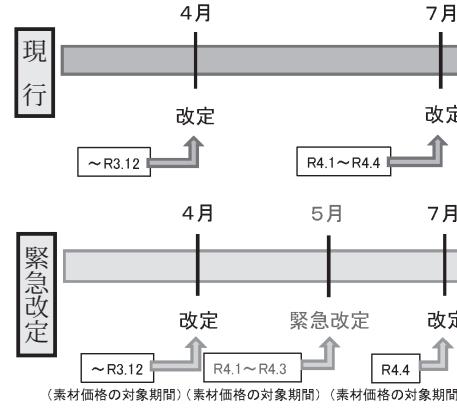


5月緊急改定で金パラ3,413円に ウクライナ情勢による価格高騰により

4月13日に開催された中医協総会において、ウクライナ情勢を受けた金パラの高騰への対応として、5月に歯科用貴金属の緊急改定を実施することが決定した。歯科用貴金属9種類すべてについて改定され、歯科鋳造用金銀パラジウム合金については4月改定

図1. 中医協資料(4月13日)より



価格である1グラム
3,149円から3,413
円と264円増となる。

中医協総会では、厚労省の宮原歯科医療管理官よりウクライナ情勢という想定されていなかった特殊事情により過去例を見ない状況で価格が急騰していることが説明された。支払側からはルール変更直後の実施に対する疑問や反対などの意見が相次いだが、現場か

らの7月改定を待たずに対応を求める声が出ているなど理解を求めた形となった。

素材価格参照の対象期間については、本来7月の随時改定では1月～4月であったところを、今回の5月緊急改定では1月～3月

を、7月改定では4月の素材価格を参考することとなる(図1)。

るが、その後7月の随時改定も予定通り実施される。

なお、今回緊急改定が5月に行われ

	R4年4月 診療報酬改定	R4年5月 緊急改定
2 歯科鋳造用 14カラット金合金 インレー用 (JIS適合品)	5,607	6,019
3 歯科鋳造用 14カラット金合金 鋼用 (JIS適合品)	5,590	6,002
4 歯科用 14カラット金合金鉄用線 (金 58.33%以上)	5,740	6,152
5 歯科用 14カラット合金用金ろう (JIS適合品)	5,567	5,979
6 歯科鋳造用金銀パラジウム合金 (金 12%以上 JIS適合品)	3,149	3,413
10 歯科用金銀パラジウム合金ろう (金 15%以上 JIS適合品)	3,706	3,952
11 歯科鋳造用銀合金 第1種 (銀 60%以上インジウム 5%未満 JIS適合品)	143	145
12 歯科鋳造用銀合金 第2種 (銀 60%以上インジウム 5%以上 JIS適合品)	176	178
13 歯科用銀ろう (JIS適合品)	261	265

歯科 令和4年4月11日発出の疑義解釈(その3)

【咬合調整】

問1 令和4年3月31日以前に旧歯科点数表における区分番号「I 0 0 0 - 2」咬合調整の留意事項通知(1)のイからホまでのいずれかに該当し、当該処置を算定していた患者について、同年4月1日以降に引き続き当該処置を算定する場合は、どのように考えればよいか。

(答) 令和4年3月31日以前の算定状況にかかわらず、同年4月1日以降は、改めて改定後の留意事項通知(1)のイからホまでに応じて算定してよい。

療情報等の提供に同意していない患者

②健康保険証で受診した患者

A5. ①②とも、診療情報等を取得できないため、初診料の場合の7点、再診料・外来診療料の場合の4点については算定できない。ただし、初診料の場合のみ3点(月1回)が算定できる(2024年3月末までに限る)。

初診料の機能強化加算(医科)

Q6. 地域のかかりつけ医機能として、必要に応じて対応する事項について、「ホームページ等に掲示する等の取組を行っていること」とされているが、具体的にはどのようなことを指すのか。

A6. 例えば、以下が該当する。

- ①自院のホームページへの掲載
- ②自治体、地域医師会等のホームページ又は広報誌への掲載
- ③医療機能情報提供制度等への掲載

外来感染対策向上加算(医科)

Q7. 施設基準で、

- ①「新興感染症の発生時に、都道府県等の要請を受けて…発熱患者の診療等を実施する体制」とあるが、具体的にはどのような医療機関か。
- ②上記①について自治体のホームページにより公開しているとはどのようなことか。

A7. ①現時点では、新型コロナウイルス感染症に係る診療・検査医療機関のことを指す。

②診療・検査医療機関として長野県のホームページで公開されなければならない(厚生局長野事務所確認済み)。

Q8. 施設基準で配置が求められる院内感染管理者は、

- ①医療機関の管理者(院長)が兼務できるか。
- ②有床診療所の場合に、A234 医療安全対策加算の医療安全管理者が兼務できるか。

A8. ①兼務できる。②兼務できない。

Q9. 外来感染対策向上加算の施設基準において、「院内感染管理者により、職員を対象として、少なくとも年2回程度、定期的に院内感染対策に関する研修を行っていること」とされているが、院外で開催される研修会への参加でもよい。

A9. 院外で開催される研修では要件を満たさない。

※外来感染対策向上加算の届出を行う場合は、上記だけでなく必ず「疑義解釈資料(その1)」も確認されたい。

保険かわら版

今次改定に関するQ&A

電子的保健医療情報活用加算 (医科・歯科)

Q1. 初診料、再診料、外来診療料に新設された電子的保健医療情報活用加算の施設基準は何か。

A1. 以下の全てを満たす必要がある。なお、施設基準を満たしていれば届出は不要である。

①レセプトのオンライン請求を行っている

②オンライン資格確認システムの運用を開始している

③オンライン資格確認システムを通じて、患者の薬剤情報又は特定健診情報等(以下、診療情報等)を取得し、当該情報を活用して診療等を実施できる体制を有していることについて、院内掲示している

Q2. 上記A1の①は、光ディスク等を用いた診療報酬請求を行っている場合

でもよい。

A2. 光ディスク等の場合は、基準を満たさない。

Q3. 算定できるのはどのような患者か。

A3. 算定できるのは、オンライン資格確認システムにより診療情報等を取得し、当該情報を活用して診療を行った患者である。この場合に、初診料の場合に7点、再診料・外来診療料の場合に4点を月1回に限り算定できる。

Q4. オンライン資格確認システムにより診療情報等を取得するための条件は何か。

A4. 患者が健康保険証利用の登録手続きを行ったマイナンバーカードで受診し、診療情報等の取得に同意した場合に限り、医療機関で当該患者の診療情報等が取得できる。なお、情報の取得は、患者の同意から24時間以内にのみ可能なので留意されたい。

Q5. 以下の患者について、電子的保健医療情報活用加算は算定できるか。

①マイナンバーカードで受診したが診

4月改定対応書籍のご案内

医科

『新点数運用 Q&A レセプトの記載 2022年4月』

B5判 575頁／発行：全国保険医団体連合会

会員価格：2,100円 定価：3,000円 4月16日発刊

厚労省の疑義解釈やレセプトの記載要領に加え、保険連携リジナルQ&Aも掲載しており、具体的な業務の運用に役立つと好評です。

※開業医会員には4月中旬に1部無料分発送済み。

勤務医会員はお申込みにより1部無料分あります。

4/22に開催した新点数Q&A検討会の録画を配信しています。

配信期間：4/26(火)～1カ月程度。詳細はテキストとなる当書籍の郵送時に同封しています。(視聴にはパスワードが必要です)

動画
配信



歯科

『歯科保険診療の研究 2022年4月版』

A4判 約280頁／発行：全国保険医団体連合会

会員価格：5,600円 定価：8,000円 4月下旬発刊

日常診療に必要な点数と要点をわかりやすく解説。カルテ、レセプトの記入例も掲載し、本書一冊で歯科保険診療の理解が深まります。

※開業医会員には4月下旬に1部無料分発送予定です。